平成２８年（フ）第１８８号
群馬県高崎市中泉町666番地３　サンローゼアゼミ201号
債務者　新井裕紀子
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第５５号
新潟県三条市塚野目６丁目12番13－１号コーポ清野Ａ棟６号
債務者　阿部　敏彦
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２８年（フ）第５９２号
堺市美原区南余部264番地６
債務者　佐藤　美佳（旧姓森重）
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６９２号
堺市南区原山台１丁７番４－209号、前住所堺市南区野々井683番地　ナイトインフレンド内
債務者　吉川　順一
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６９５号
堺市中区土師町３丁18番４号
債務者　田中　裕喜
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第７１０号
堺市北区野遠町472番地
債務者　山田　文子
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第７３１号
堺市中区楢葉170番地　フェルティ・メイツ泉ヶ丘壱番館1105号、前住所堺市美原区南余部153番地12
債務者　フェイシャルサロンＡｍｉｔｉｓこと宮沢　絢子（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第７４１号
堺市南区高倉台３丁２番４－1102号
債務者　**廣**瀬　春人
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第７６６号
大阪府松原市松ケ丘３丁目７番６－204号
債務者　山口　美香（旧姓大西）
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第７７８号
大阪府松原市北新町４丁目10番５号、前住所大阪府松原市田井城２丁目２番２－614号
債務者　阿部　雅之
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９１号
北海道室蘭市日の出町２丁目18番４－102号、前住所北海道室蘭市東町２丁目24番19号
債務者　本間阿佐美（旧姓門別）
1　決定年月日時　平成28年10月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第１７８号
静岡県富士宮市小泉1559番地　ウィステリアイースト101
債務者　深澤加奈子
1　決定年月日時　平成28年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第２３０号
愛知県一宮市北園通５丁目８番地１　アヴェニュー北園301号
債務者　山崎　章弘
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第２４１号
愛知県犬山市大字犬山字中ノ宮61番地８　サンシティ中ノ宮Ａ103
債務者　浅井　末夫
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第２１１号
香川県高松市由良町299番地13
債務者　藤田　敬子（旧姓菊川・平野）
1　決定年月日時　平成28年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２１２号
香川県高松市栗林町２丁目20番６号　ハイツヴァレイ305号
債務者　奥谷　　重
1　決定年月日時　平成28年10月７日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２８６号
長崎県西彼杵郡時津町浜田郷389番地５、旧住所長崎県西彼杵郡時津町浜田郷389番地９相川アパートＢ棟201号
債務者　松島　明代
1　決定年月日時　平成28年10月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係